

令和 6年 3月 21日

大山町議会  
議長 米本 隆記 様

提出者

議会改革調査特別委員会  
委員長 吉原 美智恵  
( 公印省略 )

### 第5次議会改革調査特別委員会 最終報告書

第5次となる議会改革調査特別委員会は、令和4年6月21日に設置して以来、政治倫理条例・規則の見直し、常任委員会の2委員会化について、議員定数、政務活動費、議員報酬、議会監視モニター制度、議会のハラスメント、広報常任委員会の定数について、20回の委員会を開催し調査・検討・協議を重ねてきた。

第2回中間報告以降、議員報酬、議会監視モニター制度、議会のハラスメント、広報常任委員会の定数について、5回の委員会を開催し調査・検討・協議を重ねてきた。

上記の取り組み項目は当初予定にない調査項目もあるが、途中議員から発案され必要性を全議員で確認し追加調査としたものである。

以下の調査事項について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

### 記

#### 1. 政治倫理条例・規則の見直し

政治倫理条例見直しの必要性は、令和4年6月時点では倫理違反と判断があった際、明確な措置内容が定まっていなかった為、早急に取り扱うこととしたものである。

決定事項は具体的な措置の要求内容を含む条例・規則の改正を行った。

## 2. 常任委員会の2委員会化について

令和4年度時点では広報常任委員会を除けば総務・教育民生・経済建設の3常任委員であり、委員会定数は5、6人で審査をしていた。

第4次議会改革調査特別委員会でも議題として取り上げられ、柔軟性や各委員会の意見も全体で修正が可能との判断から現状維持とされていたが、近隣市町村で本町議会だけが3委員会体制で行っていることや、委員会審議に適した人数の調査をしていくことにより、3常任委員会から、2常任委員会に変更することとした。

## 3. 議員定数

議員定数は、どのような基準で定めることが適切なのかを、あらゆる方向から調査・検討を行った。具体的には人口比・面積比・議会費予算・定数は奇数偶数どちらが望ましいか・委員会定数を議員定数算定の基礎とすべきか・近隣町村との比較等である。

協議の結果、定数は16人で現状維持とする意見でまとまった。

議会内でも意見が割れやすく、町民にとっても興味深い内容である。何を根拠に定数を判断するか全体で意見統一することは難しいが、どんな定数であっても、決まった議員数で町民の代表としての議会活動を行なっていくことが重要である。

## 4. 政務活動費

政務活動費とはそもそもどういったものか、導入後の充当すべき経費、他市町村の支給実態調査、本町議会にとって必要であるかの検討を行った。

議会力をアップさせるための方策ではあるが、研修費など予算化されていることから導入を見送った。

## 5. 議員報酬

議員報酬は上げるべきだという意見が多かった。理由としては議員のなり手不足・低額な議員報酬の改善である。

協議の結果、報酬増にするべきだという意見でまとまった。

中間報告では大山町議会の方針を鳥取県西部町村議会議長会に進言していくとしていたが、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会で協議され、西部地

区の報酬が統一されて増額する答申があった。

大山町議会としては、報酬審議会の答申を尊重し、8年ぶりに改定されることとなった。

## 6. 議会モニター制度

調査項目としてあがっていた案件であるが、議会監視型モニターと政策提言型のモニターの棲み分けを再度整理を行った。

今回は議会監視型モニターとして項目にあがっていたので、監視型であるなら、自律権で議会運営を行っていくべきとの意見もあり今回は制度の導入は見送るという結論に至った。

補足として、住民の声を聞く制度が必要なことは言うまでもなく、すでに行っている議員と語る会など、今ある制度をさらに磨きをかけることが必要である。政策提言型モニター導入の声は複数の議員からあったため、今後の課題として申し送り事項とする。

## 7. 議会のハラスメント

時代の変化と共に、以前は問題とならなかったことでも、現在においてはハラスメントとして問題視されることが多くなっている。多様な人が共に暮らす現代ではお互い住み良くなるために、ハラスメントのない職場環境を構築し、議員活動を充実させていく必要がある。

議会としてハラスメントに関する研修を受け条例制定を行うこととした。

## 8. 広報常任委員会の定数

広報常任委員会での協議を経て、特別委員会で再検討を行った。議会だよりだいせんは、町民の皆さんへの広報のツールとして読みやすい紙面を目指しており、第38回町村議会広報全国コンクール第3位となった。さらに、紙面の充実をはかるべく、広報常任委員会は現状維持の8人とすることに決定した。

## 9. まとめ

第5次議会改革調査特別委員会では、議会の機能強化を中心に取り組みを行った。また、特別委員会の中で研究討議を重ね、ハラスメント防止条例を

制定するに至った意義は大きく円滑な議会運営がなされていくと確信する。

残された課題としては住民参画を進めていくうえでの制度の必要性があり、引き続き検討が必要である。

最後に数々の項目整理を行い、条例制定の結果を残すことができたのは各委員の熱心な調査研究と議会事務局の協力のたまものであり、深く感謝し、まとめとする。

以上